〇 主文 被申立人は、本件事案について公正取引委員会の審決があるまで、中部読売新聞ー 六ページ建朝刊を一か月一部当り金八一二円を下回る価格で販売してはならない。

申立人は、主文同旨の裁判を求めるというのであり、申立理由の要旨は次のとおり である。

一 被申立人は、肩書地に本店を設け、日刊新聞の発行等を業とする資本金五、〇〇万円の株式会社組織の事業者であつて、愛知、三重、岐阜の三県(以下東海三県という。)を販売地域として、昭和五〇年三月二五日から、おおむね六か月後の販売目標部数を五〇万部とする「中部読売新聞」一六ページ建朝刊(以下中部読売 新聞という。)の発行を開始し、その販売価格を一部当り金五〇〇円と定めて販売 している。しかし、右中部読売新聞の販売価格は、低く見積つても一か月一部当り 金八一二円であつて、これを金五〇〇円とすることは著しく低い価格であり、被申立人は、そのように低い販売価格で東海三県における顧客を一挙に獲得し、東海三県における既存の、中日新聞、朝日新聞、毎日新聞その他競争関係にある新聞事業 者の顧客を奪取して販路を開拓することを企図している。被申立人がこれを一か月 一部当り金八一二円未満で販売している行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確 保に関する法律(以下独占禁止法という)。二条七項二号、昭和二八年公正取引委 員会告示――号不公正な取引方法五号にいわゆる不当に低い対価をもつて、物資を 供給するものであり、不公正な取引方法に該当し、同法一九条に違反する疑いがあ る。

被申立人の右価格による販売が継続すると、東海三県における既存の新聞の顧客は、従前の新聞の購読をやめ、中部読売に切り替えるようになり、東海三県におけ る新聞販売の公正な競争秩序が侵害されることは明らかで、公正取引委員会の通常 の手続による排除措置の審決をまつては、右の侵害された競争秩序は回復不能であ り、被申立人の販売を直ちに停止すべき緊急の必要性が存在する。よつて、独占禁 止法六七条に基づき、申立趣旨どおりの緊急停止命令を求める、というのである。 二 これに対し、被申立人は本案前の主張として、独占禁止法六七条に基づく緊急 停止命令の申立は、申立人が同法違反の事実を認定し審判を開始した後でなければ することができないと解すべきところ、本件につき申立人はまだ審判開始決定をし ていないから、本件申立は不適法として却下されるべきであるという。

しかし、緊急停止命令の申立は、公正取引委員会が審判開始決定をした後でなけれ ばすることができないとする法文上の根拠はなく、独占禁止法違反の疑いのある事 実に対して公正取引委員会が審決をもつて排除措置を命ずるまでに日時を要するた め、その間の競争秩序の侵害を防止する緊急の必要がありうることは審判開始決定 の前であると後であるとにより変るところはないから、公正取引委員会は少くとも 事案について審査に着手した以後は審判開始決定の前後を問わず、独占禁止法六七条により裁判所に対し緊急停止命令を求める申立をすることができると解するのが相当である。本件疎明資料によれば、申立人がすでに本件事案について審査に着手 していることは明らかである。

なお、被申立人は審判開始決定前に緊急停止命令申立ができると解すると、被申立 人に審判開始の申立権がないので、疎明による緊急停止命令を得た後公正取引委員 会が審判開始決定をしないまま放置することによつて、永久に排除措置を確保でき る結果となり不当であるというが、公正取引委員会がすでに事案について審査を開 始した以上、緊急停止命令を得たまま事案を長く放置するというようなことは、現 実には考ええられないことであり、公正取引委員会が独占禁止法の適正な運用をす るかぎり、被申立人主張のような結果は生ずるものではない。

そこで、本案についてみるのに、当事者双方が提出した疎明資料によれば、一 応次の事実を認めることができる。

被申立人は肩書地に本店を設け、日刊新聞の発行を業とする資本金五、 (-)〇〇万円の株式会社組織の事業者で東海三県を販売地域とし、昭和五〇年三月二日からおおむれたか日後の販売地域とこのでは、日本の大阪日本の販売がある。 日からおおむね六か月後の販売部数を五〇万部とする中部読売新聞の発行を開始し、その販売価格を一か月一部当り金五〇〇円と定めて販売している。被申立人の 右販売価格の算定根拠は、発行部数を五〇万部とし、別紙損益計算表のとおりで、 その損益計算の結果は損益なく零となつている。これを審査した申立人の修正額 は、同表のうち申立人主張の各該当欄記載のとおりであつて、これによると、被申 立人が一部当り金五〇〇円で販売した場合、損益計算上一部当り金三一二円の損失 を生ずる結果となる。

- (二) 被申立人は、東海三県の各県版等独自に編集製作するものもあるが、それは極く一部にすぎず、その余は専ら読売新聞社と業務提携をすることによって、そ の主要部分は読売新聞社からフアクシミリ送信を受けた読売新聞の記載をそのまま 使用し、その一部の文化欄、娯楽欄は組みかえて合成し、スポーツ欄(一部)は漢 字テレタイプ送信されたものから製作している。
- 被申立人は、このような内容の中部読売新聞を右の価格で東海三県に販売 し、同地域においてすでに販路を確立している中日新聞、朝日新聞、毎日新聞その 他既存の新聞発行業者に伍して競争上有利な地位を占めようとしているものであ
- 申立人は被申立人がその発行する中部読売新聞の販売価格として定めた金五〇 〇円は不当に廉価であると主張するのに対し、被申立人はその損益計算上正当な価 格であるとして抗争する。思うに、独占禁止法上一般に不公正な取引方法を構成す るいわゆる不当廉価とは、単に市場価格を下回るというのではなく、その原価を下 回る価格をいうと解すべきところ、疎明資料によれば、なるほど被申立人の右の価 格は一応その原価に対応するものであることが認められる。しかし、右原価なるものは、その大部分は被申立人のいわゆる企業努力によるものというよりは、被申立 人が読売新聞社との業務提携による強大な援助をえているという特殊の事情に起因 して定められているものであり、これなくしてはありえないものであることが明ら かである。従つて、このような特殊な要因に基づいて定められた原価は、右不当廉 価の基準たるべき原価としては、そのまま是認することはできないものである。何 となれば、独占禁止法上互いに競争関係にある事業者の一人がその物資等を提供す る対価が不当に廉価であって不公正な取引方法に当るかどうかを判断するに当っては、その原価を形成する要因が、そのいわゆる企業努力によるものでなく、当該事 業者の場合にのみ妥当する特殊な事情によるものであるときは、これを考慮の外に おき、そのような事情のない一般の独立の事業者が自らの責任において、その規模 の企業を維持するため経済上通常計上すべき費目を基準としなければならないから である。この理は、巨大な資力を有する事業者が一定期間採算を度外視する圧倒的 な廉価で自己の商品を販売し、あるいは、ある事業者が一の業種に当該事業者とし てはその全体の収支の上では損失はないとしても、この対抗を受ける他の競争事業者の被むる損害は甚大であり、公正な競争秩序が阻害されることは明らかで、独占 禁止法は、このような競争手段を不公正なものとして禁止するのでなければ無意味 に帰するから、これを不当対価としてとらえるのであつて、その際基準となるべき ものは、あくまで、経済上通常要すべき費目によつて算定されるべき原価でなけれ ばならないことを考えれば、おのずから明らかである。

よつて、この見地に立つて本件被申立人主張の原価を構成する各費目について、以 下順次検討する。

広告収入について (-)

被申立人は、読売新聞社から、読売新聞の広告を月間二、四〇〇段掲載する広告料として一段当り金一一万五、五〇〇円の割合で支払を受ける旨約定したから、右約 定額がその広告収入額であると主張し、疎明資料からは右約定が成立したことが認 められる。しかし、これは読売新聞社との特殊な事情によるものであるから、 要因は考慮すべきではなく、競争場裡にある事業者が通常得られるべき広告料金を 収入として計上すべきであることは前記のとおりである。疏明資料によると、長期 大口需要の場合の広告料金が逓減されること、被申立人と同程度の規模の読売新聞 西部本社の最低広告料金は一段当り金九万七、四〇〇円であることが認められ、月 間二、四〇〇段の長期大口需要者から通常得られるべき広告料金は一段当り金九万 七、四〇〇円とするのが相当である。そうすると、広告収入は、申立人主張のとおり、被申立人主張額から金四、三四四万円〔(115、500、-97、400) ×2、400=4、344万円〕を減額するのが相当である。 (二) 編集費について

編集費について

(1) 被申立人は、読売新聞社と業務提携し、同社の編集した読売新聞の記事、広告の大部分をそのまま使用するので、編集に要する人件費、交通費は、被申立人 の独自の活動としては大部分が不必要であり、編集局費として、同社に対し、同社 の編集局費から人件費、交通費を除く額に、読売新聞発行部数(朝夕刊合計六六〇 万部)に対する中部読売新聞発行部数(五〇万部)の割合七%の二分の一(すなわ ち三・五%)相当額を支払うこととしたため、読売新聞社編集局費分担金五四九万 円、名古屋総局等経費金一三〇万円合計金六七九万円が同社に支払うべき経費であ るという。

しかし、このような編集費算定の方法は読売新聞社との特別な関係に基づくものである。 是認できないことは前記のとおりである。 新聞を発行する事業者が新聞を編集するには多額の人件費(読売新聞社の場合取材編集等の人件費は、編集局費のから、仮に読売新聞社との業務提携によつて編集ずみの記事をそのまま使用するるいである。)、交通費を含む諸多の経費を要するのであるから、仮に読売新聞社との業務提携によつて編集ずみの記事をそのまま使用する場合においても、その使用の対価は、本来その製作費に当るものであるから、これらのすべての費用を含めて計算されるべきであり、新聞製作費は少くともその発行部数に比例するものを下ることはありえないから、その額は、読売新聞社の人件費等を含む編集局費を基準としてこれに前記発行部数割合七%を乗じた額とするのが相当であり、疏明資料によると、その額は申立人主張のとおり金五、六二六万円であることが認められる。

- (2) 被申立人は、中部読売新聞の発行にあたり、プロジェクトチームをもうけ、その企画実行にあたつたが、読売新聞社の通常業務と兼務で行なつたからその人件費は零であると主張する。しかし、被申立人の業務を行なつた以上その人件費を計上すべきことは当然であり、右主張は失当というほかなく、疏明資料によると、申立人主張のとおり金二二六万円(編集局従業員一人当り平均賃金三二万三、〇〇〇円の七人分)がその額にあたることが認められるから、これを編集費の一部に計上しなければならない。
- (350万円+4億2、300万円×年利12%÷12か月=350万円+423万円=773万円)であることが計算上明らかである。
- (4) 被申立人は編集費内訳の経費として以上のほかフアクシミリ回線使用料月額金二八二万円、被申立人の独自の取材分に関する経費月額金八五〇万円を計上し、申立人は右額を是認している。
- 以上(1)から(4)の各経費を合計した編集費として計上すべき額は申立人主張 額七、七五六万円より下ることはない。
 - (三) 工務費について
- (1) 被申立人は、読売新聞社との業務提携により同社に対し、同社の工務局費中被申立人が負担する金額を月額金三三〇万円とする旨約定したので、その額が経費として計上される工務局費額であると主張する。しかし、被申立人主張の約定による額を本件の販売価格計算の基礎とすることができないことは、前述のとおりである。販売価格の計算上読売新聞社に通常支払うことを要する工務局費負担部分は、同社の工務局費のうちフアクシミリ送信にいたるまでに要した費用に前記発行部数割合七%を乗じた額とするのが相当であり、その額は疎明資料によると、申立人主張のとおり金一、三〇三万円であることが認められる。
- 人主張のとおり金一、三〇三万円であることが認められる。 (2) 被申立人は、独自の工務部経費として月額金一五〇万円を計上しており、 申立人もこれを是認する。
- 申立人もこれを是認する。 以上(1)(2)の各経費を合計した、工務費として計上すべき額は、申立人主張のとおり、月額金一、四五三万円となる。
- (四) 広告費について

被申立人は広告費として月額金五、五一五万円を計上するが、前記(一)のように広告料収入が減少するのに伴ない広告代理店手数料(疎明資料によると、一五%であることが認められる。)も減額すべきであり、その月額は金六五二万円(4、34万円×0.15●652万円)であること計算上明らかであるから、広告費は申立人主張のとおり月額金四、八六三万円となる。

(5) 販売費について

被申立人は、販売経路につき従前他の新聞販売につき採られているような専売店制度をもうけておらず、読売販売サービス株式会社から直接に、配達店または販売店、即売店(以下配達店等という。)に行き、そこから読者に販売される経路をとつているので、月間一部当り配達店等手数料金三〇〇円、販売経費金五〇円、販売雑費金一〇円として、販売費は金一億八、〇〇〇万円であると主張する。

被申立人ば資産の減価償却費を損益計算上全く計上していないが、資産の減価償却費が必要経費にあたり損益計算上これを計上すべきことは当然であり、疎明資料によると、被申立人の資産は金四四億七、五〇一万円相当で、各物件毎に法定年限による定額償却をした場合、その月額は合計金一、九八八万円であることが認められる。

以上のほか損益計算上挙げられるべき事項については、別紙損益計算表記載のとおりで、その額は当事者双方に争いがない。

およそ新聞を発行して顧客を獲得し販路を開拓するには、新聞の公共性に鑑み、新聞に掲載される言論、思想、文化、報道、記事等の程度内容により評価される新聞の価値にしたがい、読者の自由な選択に委せる方法によつて、他の競争関係にある各新聞との間で公正に競争すべきであり、これを特殊な事情に基づいて通常の場合の原価を下回る廉価をもつて競争することは公正な競争を阻害するものというべきである。

以上のとおりであるから、被申立人が中部読売新聞を一か月一部当り金五〇〇円で販売することはもとより、少くとも金八一二円未満で販売することは、独占禁止法二条七項二号、昭和二八年公正取引委員会告示一一号不公正な取引方法五号にいわゆる不当に低い対価をもつて、物資を供給するものであり、不公正な取引方法を用いることに該当し、同法一九条に違反する疑いがある。

六 次に緊急停止命令を発すべき必要性について検討する。

七 結論 よつて、当裁判所は、申立人の本件申立を正当として認容し、主文のとおり決定する。 (裁判官 安村和雄 浅沼 武 真船孝允 鈴木重信 高木積夫) (別紙) <略>